

## 米国ソフトウェア特許の取得及び 権利範囲解釈上の注意点と、 中国ソフトウェア特許に関する諸問題

難易度  
中級

新規  
講座

平成**26**年**7**月**30**日(水) **10:00~17:00**

講師 **河野 英仁 氏** 河野特許事務所 所長・弁理士



◆日本に出願したソフトウェア特許を米国に出願する場合、米国特有の制度を理解した上で出願及び審査を受ける必要があります。

◆特に近年は、パテントトロールへの対策から明細書の記載要件が厳格化する方向にあり注意する必要があります。

◆そして、特許取得後はクレームの文言一つについて大きな議論となります。セミナーでは米国ソフト

ウェア特許クレームの権利範囲解釈の仕方、どのようにクレームを記載すべきであったかを実例を挙げて学習し、今後の明細書作成のレベルアップにつなげます。

◆また、近年では中国での権利化の重要性が高まっていることから、中国特有のソフトウェア特許についての注意点を解説します。

### 【解説内容】

#### 1. 米国ソフトウェア特許の取得上の注意点

日本出願時から注意すべき事項

米国特有のソフトウェア特許に関する制度

発明の成立性に関する事例紹介 Bilski 事件、CLS 事件とは？

機能的クレームに関する米国特許商標庁の取り扱い

注意すべき最新審決の紹介

機能的クレームに関する裁判所の判断 USPTO との矛盾

どこまで記載すれば記載要件を満たすか

機能的クレームのデフォルトルールとは

ソフトウェア特許の非自明性拒絶に対する反論

画面デザインの保護も意識する

#### 2. 判例で学ぶ米国ソフトウェア特許の権利範囲解釈と注意点

明細書の記載が不十分で限定解釈された事例

方法クレームの解釈 複数人が関与する場合の事例

発明のカテゴリーが相違する場合、同一文言についてどのように解釈すべきか

ソフトウェア特許における均等論侵害の判断

ソフトウェアの機能が一部ロックされている場合の侵害判断

#### 3. 中国におけるソフトウェア特許及びビジネス特許取得上の注意点

中国出願時の注意点

保護対象外と門前払いされないための手直し

審決例で学ぶ中国ソフトウェア・ビジネス関連発明の権利取得方法

機能的クレームの注意点

実用新案特許のアプローチ

画面デザインに関する改正審査指南の解説

◆日時：平成26年7月30日(水) 10:00-17:00

◆会場：発明会館7階 研修ルーム

◆定員：50名

◆講師：河野 英仁 氏 河野特許事務所 所長・弁理士

◆受講料：会員16,500円・一般19,000円 (※消費税8%込み)

◆申込：FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp 「研修のご案内」)



## 最新判決情報

立て続けにソフトウェア関連の米国最高裁判決が2件出ました！  
実務上、影響の大きい判決について最新情報入手するチャンスです！

実務上、影響の大きい

Limelight v Akamai米国最高裁判決、Alice v CLS Bank米国最高裁判決についても解説いたします！

また、Alice最高裁判決を受けて米国特許商標庁が急遽公表した審査インストラクションと実務上の対策も併せて解説いたします！